

伊丹市行財政改革推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 厳しい財政状況の下において、伊丹市総合計画に描く都市像を実現するため、広く有識者や市民の意見を取り入れて、行財政改革を推進することを目的として、伊丹市行財政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、伊丹市行財政プランの策定及びその進捗状況に関し、市長に提言する。

（委員）

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）民間事業者を代表する者

（3）労働団体を代表する者

（4）市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、総務部財政室行政経営課が行う。

（細則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成17年7月26日から施行する。

（伊丹市行財政改善推進懇話会設置要綱の廃止）

2 伊丹市行財政改善推進懇話会設置要綱（平成8年6月制定）は、廃止する。

付 則

(施行期日等)

- 1 第 7 条 懇話会の庶務は、総合政策部政策室が行う。
(「総合政策部政策室」を「総務部財政室行政経営課」に改める。)
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 第 2 条 懇話会は、伊丹市行財政プランの策定及びその進捗状況に関し、市長に提言する。
(「伊丹市行財政運営改善計画」を「伊丹市行財政プラン」に改める。)
この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

傍聴に関する手続き及び遵守事項

傍聴定員 10名

- 傍聴申込
- (1) 傍聴希望者は会議の開始時刻の10分前までに会場にお越しください。
 - (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は抽選させていただきます。
 - (3) 公開とされた会議でも審議の過程で非公開となることがあります。
 - (4) 傍聴者は「傍聴に関する要領」を守ってください。

伊丹市行財政改革推進懇話会会議の傍聴について

- 1 傍聴しようとする人は、受付簿に氏名、住所を記入してください。
- 2 次に該当する人は傍聴できません。
 - (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している。
 - (2) 酒気を帯びている。
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している。
 - (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している。
 - (5) その他、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している。
- 3 傍聴する人は、次の事項を必ず守ってください。
 - (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。
 - (2) 騒ぎ立てない。
 - (3) 示威的行為（威力を示す行為）をしない。
 - (4) 飲食、喫煙をしない。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしない。
- 4 写真、ビデオ等による撮影、または録音はできません。
- 5 会議の内容、過程により、非公開となることがあります。この場合は、速やかに退出してください。